

改正

平成25年2月15日告示第4号の6

平成28年3月25日告示第27号の3

平成28年3月28日告示第69号

平成31年2月8日告示第15号

令和元年8月27日告示第21号

令和元年9月26日告示第31号

長泉町中小企業販路拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）が販路拡大活動を促進し、もって地域産業の活力ある発展を図るため、自らが開発した新製品又は新技術を展示会、見本市等に出展する中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で町税等の未納がないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象は、新製品又は新技術を宣伝するためのポスター、パンフレット等の作成費又は展示会、見本市等に出展する事業に必要な経費のうち、標準の小間料又は会場使用料のみとする。

一部改正〔平成25年告示4号の6〕

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1年度当たり1回限りとする。

一部改正〔令和元年告示21号〕

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、展示会、見本市

等が開催される日の10日前までに長泉町中小企業販路拡大事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 出展する展示会、見本市等の概要書で、小間料又は会場使用料が記載されたもの
- (2) 出展する製品等の概要書
(交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業販路拡大事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第7条 申請者は、事業完了後直ちに長泉町中小企業販路拡大事業完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 小間料又は会場使用料の領収書の写し
- (2) 出展状況の写真
(交付の確定)

第8条 町長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、長泉町中小企業販路拡大事業補助金交付確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長泉町中小企業販路拡大事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(町の事業への協力)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた中小企業者等は、町が行う各種産業振興事業に協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成25年告示4号の6・28年27号の3・31年15号・令和元年21号〕

附 則（平成25年2月15日告示第4号の6）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第27号の3）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第69号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月8日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月27日告示第21号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規程は公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。